

○特定遊興飲食店営業の許可の取消し

(第 31 条の 23)

改正 平成 29 年 3 月 22 日 令和元年 12 月 14 日

令和 7 年 6 月 28 日 令和 7 年 11 月 28 日

処分基準

令和 7 年 11 月 28 日作成

法令名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営適正化法)
根拠条項	第 31 条の 23 において準用する第 8 条
処分の概要	特定遊興飲食店営業の許可の取消し
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	風営適正化法第 31 条の 22(許可)、第 31 条の 23 において準用する第 4 条(第 4 項を除く。)(許可の基準)、第 31 条の 23 において準用する第 7 条(承認)、第 31 条の 23 において準用する第 7 条の 2(承認)、第 31 条の 23 において準用する第 7 条の 3(承認)
処分基準	風営適正化法第 31 条の 23 において準用する同法第 8 条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、特定遊興飲食店営業の許可(承認)を取り消すこととする。 <ul style="list-style-type: none">・ 風営適正化法第 31 条の 23 において準用する同法第 4 条第 1 項第 7 号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者との密接な関係を絶とうとしているようなとき。・ 風営適正化法第 31 条の 23 において準用する同法第 4 条第 1 項第 12 号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	岡山県公安委員会